

静岡県後期高齢者医療懇談会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、後期高齢者医療制度について広く関係者の意見を聴き、もって制度の適正かつ円滑な運営に資するため静岡県後期高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(懇談事項)

第2条 懇談会の懇談事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) その他広域連合長が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、広域連合長が委嘱し、次の各号に掲げる委員により、当該各号に掲げる人数をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する者3名程度
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者3名程度
- (3) 医療保険者を代表する者3名程度
- (4) 学識経験者その他有識者を代表する者3名程度

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 会長は、懇談会の座長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 懇談会は、その懇談事項を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、広域連合事務局総務室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。